

北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過の報告 及び違法性解消について

(北川原公園周辺4自治会エリア市民向け説明資料)

案
2023.02.15

5. 皆様の疑問にお答えします

- Q：石田地区に都市計画で北川原公園を作ると言う計画ができた経緯は。
- A：昭和34年に日野市衛生処理場として、し尿処理とごみ焼却を開始しました。また、昭和53年に下水道事業基本方針で下水処理場の設置を決定し、平成4年から稼働を開始しました。いわゆる迷惑施設の受け入れに対し、市民生活上調和のとれたまちをつくる必要から昭和54年に9.6ヘクタールを都市計画公園として位置づけました。
- Q：3市共同ごみ処理の必要はあったのか。
- A：国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面等から広域化を選択しました。
- Q：ごみ搬入ルートを変更する必要、通行路を作る必要はあったのか。
- A：以前からの地元要望として、浅川堤ルートから住宅の少ない多摩川堤ルートへの変更要望があり、より環境への影響を少なくするため公園内の通行路を用いたルートに変更しました。
- Q：今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのまま良いのではないのか。
- A：都市計画法違反の判決を受けたため解消しなければなりません。
- Q：都市計画を変更しなかった事が都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのでは。
- A：違法解消には様々な方法があります。あらゆる方法を検討していきます。
- Q：原告団は何を求めているのか。
- A：違法状態の解消及び北川原公園内のごみ収集車の通行路を「公園」にすること。
- Q：損害賠償額約2.5億円は何の金額か。
- A：北川原公園内に通行路を設置するための設計費や工事費の総額です。
- Q：約2.5億円を請求せよとの判決を放棄できるのか。
- A：地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決で請求する権利を放棄することはできません。なお、地方自治法の趣旨に照らして不合理な放棄は許されません。
- Q：なぜ約2.5億円を放棄したのか。その理由は。
- A：日野市議会は、市長一人が行ったことではなく、個人としての負担が重過ぎること、市政の萎縮・停滞を招く恐れがあること、真に反省し市長の1年分の報酬全額相当を返上し、住民合意で違法性解消に取り組むことを示したこと等により、債権放棄を審議し全会一致で可決しました。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

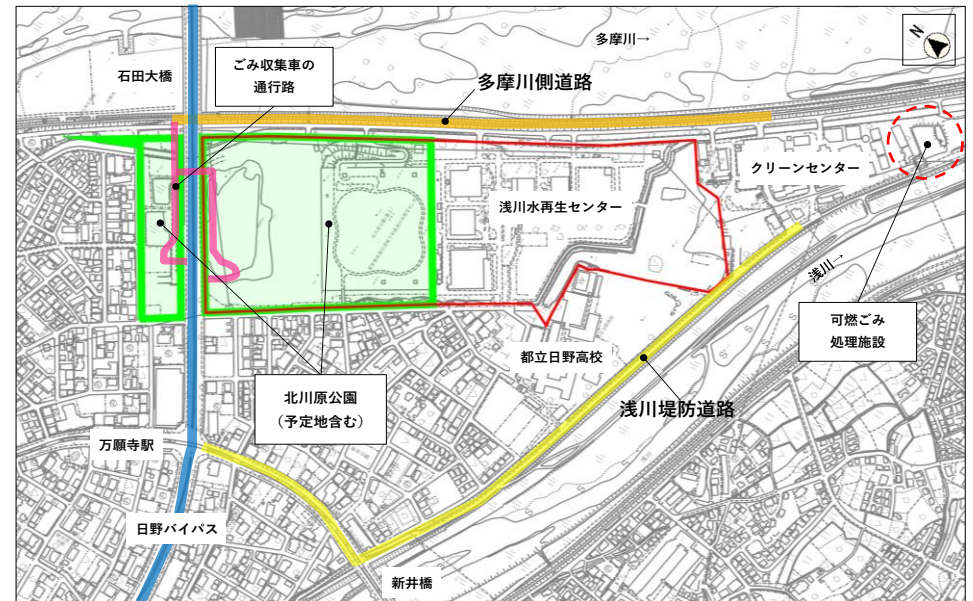
6. 説明会について

この資料をお読みいただいた上で、ご意見ご質問等のある方は担当課へご連絡いただくか、下記により説明会を開催しますのでご参集ください。

会場案内図



日時：令和5年 月 日 () 19時から
場所：石田環境プラザ 2階会議室
その他：

発行日：令和5年 月 日
発行者：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所
担当課：環境共生部緑と清流課、施設課 ☎042-585-1111 (代表)



4. このたびの裁判の流れ

市が北川原公園予定地にごみ搬入路を設置したところ、設置は違法であると提訴され、最高裁で市の敗訴が確定しました。その経過、判決後の動きについて順を追って説明します。紙面の都合上、詳細は市のホームページ等をご覧ください。QRコードを掲載しましたのでお手持ちのスマートフォンでご覧ください。紙ベースが必要な方は担当課（4面参照）にお問い合わせください。

①北川原公園予定地にごみ搬入路を設置	②住民監査請求	③住民訴訟	④判決	⑤違法性解消に向けて
<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3市共同ごみ処理の決定（小金井市、国分寺市からの搬入） ・従来の浅川堤防道路のごみ搬入ルートを変更するよう地元からの要望あり ・新可燃ごみ処理施設は3市覚書（※1）により30年間限定 ・30年後は公園とする意図 ・よって、都市計画（公園）はそのままに北川原公園予定地内に専用路を設置（30年間の暫定利用） <p>【位置づけの変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、「公園兼用工作物活用計画」を策定 ・公園の効用を高める施設＝公園兼用工作物（※2）として供用開始 	<p>【制度】</p> <p>市に不当な会計行為等があるとき監査を求めることができる制度で住民訴訟の前提となるもの</p> <p>【訴えの主旨】</p> <p>都市計画を変更しないで専用路を設置することは違法であり、北川原公園専用路実施設計の支出をしないよう勧告を求める。他3件（※3）</p> <p>【経過】</p> <p>監査の結果、棄却</p> <p>※3：住民監査請求詳細は、監査請求結果（日野市ホームページ掲載）をご覧ください。</p> 	<p>【制度】</p> <p>住民監査の結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができる制度</p> <p>【訴えの主旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北川原公園専用路建設に支出してはならない。 ・市は市長個人に対し約2.5億円の支払いを請求せよ。 <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1審敗訴、控訴 ・2審敗訴、上告 ・上告不受理、判決確定（※4） <p>※4：住民訴訟の経過詳細は、公金支出差止等請求事件の経緯について（日野市ホームページ掲載）をご覧ください。</p> 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反 ・市に損害を与えたとして市長個人としての大坪冬彦に約2.5億円の支払い請求をせよ。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難い。 ・（30年間の使用は）暫定的な利用とは言えない。 ・通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの。 <p>※5：原告団と市の合意詳細は、合意書（日野市ホームページ掲載）をご覧ください。</p> 	<p>【市の考え】</p> <p>判決後、市は『立ち止まって検討するべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないの思いから前へ進めた』ことを反省し、原告団と合意書（※5）を取り交わしました。これは、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方と言う問題に大きく関わるものとして受け止めています。</p> <p>【合意4項目の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯を踏まえ、違法性解消に向けて、市民、専門家等を募り、技術的・財政的な問題も含めあらゆる方策を市民参画、住民合意のもとと検討する。 2. 3市覚書（※1）の再確認とすみやかに協議を開始する。 3. 市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みを進める。 4. 2市と浅川清流環境組合に対して判決及び合意内容を直接報告する場を作る。
<p>※1：3市覚書 詳細は、新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書（日野市ホームページ掲載）をご覧ください。</p> <p>※2：公園兼用工作物とは？ 都市公園と相互に効用を兼ねる施設。「河川、道路、下水道その他の施設又は工作物」と都市公園法で定められています。</p>	<p>■裁判（住民訴訟）の構図</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【原告】 住民監査請求をした市民</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>市の敗訴</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日野市の執行機関としての日野市長大坪冬彦は、個人としての大坪冬彦に対し約2.5億円の損害賠償を請求しなければならない。</p> </div> </div> <p>【被告】 日野市の執行機関としての日野市長</p>			<p>⑥債権放棄</p> <p>【内容】 約2.5億円の市の債権を放棄する議案を日野市議会に上程</p> <p>【審議】 慎重に議論を尽くした結果、全会一致で可決（※6）</p> <p>※6：詳細は、審議内容（日野市議会ホームページ掲載）をご覧ください。</p> 